

[事案 2022-124] 転換契約無効請求

・令和5年2月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年11月に契約した終身保険について、平成26年4月に終身保険の保険金額は変わらないと思い組立型保険に転換したが、実際には終身保険の保険金額が1,000万円から800万円に減額されていたことから、転換を無効とし転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、終身保険の保険金額が1,000万円から800万円に減額されることが明記された設計書等を申立人に交付しており、申立人が終身保険の保険金額が変わらないと誤信していたとは考えられないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。